

【設備の種類又は細目】について
 設備を取得するユーザが属する”設備の種類”を「減価償却資産の耐用年数表(別表第二)」の番号1～55に基づき記入してください。
 (例)自動車メーカーに納入
 ⇒輸送用機械器具製造業用設備
 ※本項目は、ユーザの事業種類に基づき、ユーザが決定するものです。どの”設備の種類”に該当するかは、ユーザにご確認の上記載ください。

(一社)日本工作機械工業会指定用紙

理 番 号

ソフトウェア以外の場合

ソフトウェアである場合

及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書

該設備の概要	設備の種類又は細目	生産用機械器具製造業用設備
	設備の名称	マシニングセンタ
	設備型式	ABC-100
	本社名・事業所名	株式会社 工作

【本社名・事業所名】
 計画を申請する事業者名(お客様名)をご記入ください。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 2015 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2021 年度(注2) ② - ① = 6 年	1. 該当	2. 非該当
	日工会様式3「該否チェックリスト」の「販売開始要件の確認」に記載されている年度をご記入ください。 注)エクセル版では②-①は自動計算されますが、ワード版では手入力していただく必要があります。	該当するか 日モデルが全く無い新製	1. 該当	2. 非該当
			1. 該当	2. 非該当

(注1)一定期間は、機械装置:10年、工具:5年、器具・備品:6年、構築物、建物附属設備:14年、ソフトウェア:5年とする。
 (注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称 株式会社 日工会

製造事業者等の所在地 東京都**区*** *-**-*

代表者氏名 日工 太郎

担当者氏名 : 工作 太郎

所 属 : 営業業務部

担当者連絡先(電話番号) : 03-****-****

株式会社 日工会ノ印

代表者氏名は本証明書の記載内容に対し、責任を負える立場の方であれば、必ずしも社長名である必要はありません。
 公印についても、社印以外に部門長印、役職者印でも結構です。(個人印は、印鑑登録済のものでも不可)

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は
 【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

～変更3事項～	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3)経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第64条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具など))と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、必要に応じてご相談ください。
- ③ 同一の設備品、器具備品、器具備品を満たさない可能性があります。
- ④ 中小企業経営者等に対する医療保健業等に関するもの(本税制の対象設備に該当するものは、金融業等)は、対象設備に該当しないことにご注意ください。
- ⑤ 本証明書の場合であっても、税務上の扱いが異なる場合があります。

**ユーザへの注意喚起として
両面印刷で日工会様式1の裏面に
印刷することをお勧めします。**

**注)本ページが裏面に印されていないくとも
証明書の発行は行います。
また、本ページのみが印刷されたものが
当会に届いた場合は、返却は致しません
ので、ご了承ください。**

<参考>税制

設備	減価償却率	取得価額	耐用年数
機械装置			10年以内
工具			5年以内
器具備品			6年以内
建物附属設備(※1)	全て(※4)	60万円以上	14年以内
構築物	全て(※5)	120万円以上	14年以内
ソフトウェア(※2)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※2 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

※3 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※4 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※5 固定資産税の措置のみ対象。